



令和6年5月29日

和光市議会議長
富澤 啓二殿

陳情者

〒351-0101

住所：埼玉県 [REDACTED]

氏名：[REDACTED]

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、これまでに地方議会55か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金に関する実態調査及び自粛を求める陳情が採択されました。埼玉県では、加須市が趣旨採択、上里町が採択されております。（添付資料）

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

例えば、千葉県長生（ちょうせい）村議会の調査結果でも、「政党機関紙の勧説、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けているハラスメントについて「誰にも相談できなかった」というのです。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの声が届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではないのです。

詳しい具体例として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、管理職の9割もが勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読を続けているが、本当はやめたい」「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧説実態や職員の想いは「見て見ぬふり」「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきました。

(添付資料参照)

「職員に対するパワーハラ行为、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワーハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。その実態を読売新聞（3月24日・社会面）が報道しております。

「議員による職員へのパワーハラは調査すると全国で起きている」「議員と職員は上下関係で、職員はパワーハラと感じている」との実態が明らかになっております。

「庁舎内においては、職員に対する政党機関紙の勧説行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧説に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧を感じたという実態が本当にな
いかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するよう行政に求めてください。仮に心理的圧力を
受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

討議資料

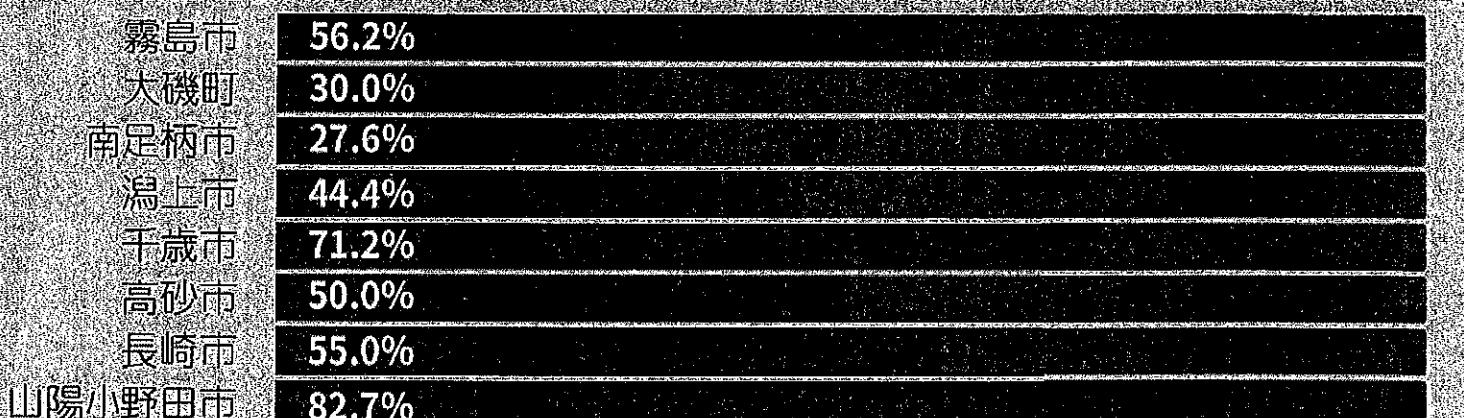
討議資料① 政党機関紙勧誘について職員アンケート
を実施した事例（2～9頁）

討議資料② 政党機関紙の購読に関する、埼玉県内
自治体対応の事例（10～11頁）

討議資料③ 庁舎内の政党機関紙勧誘の自粛を求めた
陳情の埼玉県及び全国採択状況（12頁）

【討議資料①】政党政機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧を感じた」割合（令和5年実施分）



令和5年1年間で上記8自治体のほか、千葉県柏市と千葉県長生村が「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施し、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになりました。陳情提出や陳情採択を受け、各地で「実態調査とハラスメント防止」が更に進んでいます。

鹿児島県 霧島市（2023年12月）

対象：管理職員 82名 回答 79名（回答率 96.3%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと 63人（約8割）が回答。庁舎内での集金100%、庁舎内の配達 96.8%。市議から勧誘を受けた職員（67人）のうち、約6割（37人）が心理的圧を感じている。なお、すべて特定政党からで、勤務中（対面・電話）の勧誘が 88.1% にのぼった。

神奈川県 大磯町（2023年8月）

対象：管理職員 115名 回答 57名（回答率 49.6%）

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人（2割）が回答。町議から勧誘を受けた職員（20人）のうち、約3割（6人）が心理的圧を感じている。

神奈川県 南足柄市（2023年6月）

対象：管理職員 49名 回答 43名（回答率 87.8%）

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人（4割）が回答。市議から勧誘を受けた職員（29人）のうち、約3割（8人）が心理的圧を感じている。

秋田県 鴻巣市（2023年6月）

対象：管理職員 27名 回答 25名（回答率 92.6%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割（4人）の心理的圧を感じ、4人もが購読した。

北海道 千歳市（2023年3月）

対象：管理職員 140名 回答 120名（回答率 85.7%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人（半数以上）が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（47人）の心理的圧を感じ、35人が購読した。

兵庫県 高砂市（2023年3月）

対象：管理職 163名 回答 132名（回答率 81.0%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割（16人）が心理的圧を感じている。

長崎県 長崎市（2023年3月）

対象：管理職 261名 回答 196名（回答率 75.1%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上（94人）が心理的圧力を感じている。

山口県 山陽小野田市（2023年1月）

対象：管理職 237名 回答 146名（回答率 59.1%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（43人）が心理的圧力を感じている。

令和4年以前のアンケート実施事例

千葉県 千葉市（2020年10月）

対象：管理職 885名 回答 745名（回答率 84.2%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人（73.3%）が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（377人）が購読への心理的な圧を感じた。

石川県 金沢市（2019年2月）

対象：課長補佐級以上の一般職員 667名 回答 537名（回答率 80.5%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人（40.4%）が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（171人）が購読への心理的な圧を感じた。

青森県 大鰐町（2014年7月）

対象：職員 141名 回答 47名（回答率 33.3%）

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人（34.0%）が回答。

町議から勧誘を受けた職員のうち、5割（8人）の職員が購読への心理的な圧を感じた。

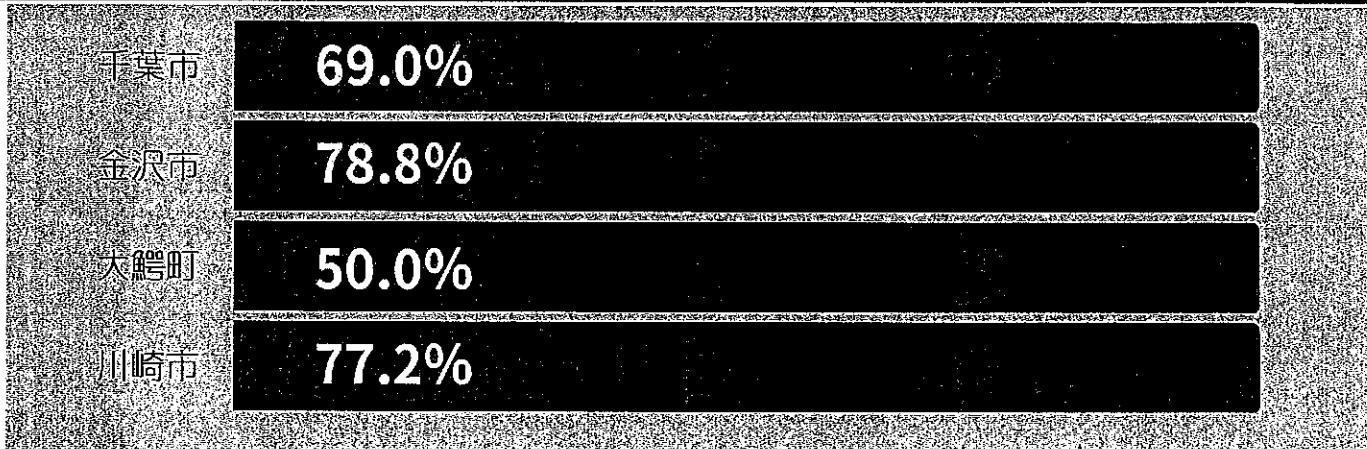
神奈川県 川崎市（2003年3月）

対象：職員 3687名 回答 2903名（回答率 78.7%）

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人（39.8%）が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（891人）の職員が購読への心理的な圧を感じた。

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合（令和4年以前）



政党機関紙の購読勧誘に関するアンケートについて

対象者	82人
回答者数	79人
回答率	96.3%

令和5年11月27日～12月6日に管理職を対象に無記名アンケートを実施。

質問	回答	件数	回答数	割合
【1】本市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	67	79	84.8%
	ない	12		15.2%
【2】勧誘を受けた時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	部長級	0		0.0%
	課長級	61	70	87.1%
	G長級	9		12.9%
【3】勧誘を受けた政党数はいくつありますか。	1政党	67		100.0%
	2政党	0		0.0%
	3政党	0		0.0%
	それ以上	0		0.0%
【4】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、どのような状況でしたか。	勤務中（対面、電話を含む）	69		88.1%
	勤務時間以外	8		11.9%
【5】問4で「勤務中（対面、電話を含む）」と答えた方にお聞きします。勧誘を受けた場所はどこですか。	執務室内	39		66.1%
	窓口カウンター	10		16.9%
	電話	7		11.9%
	その他	3		5.1%
	【その他コメント】 議会一般質問に伴う取材終了後、議会棟にて／通路／執務室外の廊下			
【6】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか。	ある	37	67	55.2%
	ない	30		44.8%
【7】勧誘を受けた政党機関紙を購読しましたか。	購読した	56		83.6%
	購読したが、現在は購読していない	7	67	10.4%
	購読を断った	4		6.0%

質問	回答	件数	回答数	割合
【8】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。政党機関紙の配達はどのような方法でされています（いました）か。	自席へ配達 窓口カウンターに配達 課等のポストに配達 自宅へ配達 その他	11 49 1 2 0	63	17.5% 77.8% 1.6% 3.2% 0.0%
【9】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。購読料金の支払いはどのような方法でされています（いました）か。	勤務中に現金払い 勤務時間以外に現金払い 口座振込またはクレジット決済	60 3 0	63	95.2% 4.8% 0.0%
【10】問9で「勤務中に現金払い」と答えた方にお聞きします。どこで支払いを行っています（いました）か。	執務室内 窓口カウンター その他	7 53 0	60	11.7% 88.3% 0.0%
【11】問7で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。購読を断つたが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある ない	2 2	4	50.0% 50.0%
【12】問6で圧を感じたことが「ある」と答えた方にお聞きします。その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	部長級 課長級 G長級	0 34 5	39	0.0% 87.2% 12.8%
【13】その他、政党機関紙の購読に対し、ご意見があれば記入をお願いします。		19		詳細別紙
	【主な意見】 ○課長は全員購読していると思っていた ○これまでの慣習で断りにくかった ○議員が2人揃って来られると断りにくかった ○希望して購読している訳ではない ○やめたいが言い出しつらい ○勧誘があった時に断ることが出来るか聞いたがスルーされた			

アンケートに寄せられた職員の声

令和5年12月に霧島市が実施したアンケート「自由意見欄」より

- ▶課長に昇進したら、勧誘を受け、正直仕方なく購読を続けている。
- ▶二人の議員と一緒に直接対面でお願い（勧誘）されると断りにくい。一種の圧力。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できることなら購読を止めたいが、気が弱いので、できない。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたいところである。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶実際にどれくらいの割合の職員が購読しているのかを今回のアンケートで知り得ることも、その判断材料になると思う。
- ▶どの政党の機関紙の購読の有無にかかわらず、必要な情報は自ら収集します。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。
- ▶新聞購読は個人の自由意思によって契約が行われるべきであり、職位に対し購読「要求」すべきものではないものと考える。職員が、政党構成員からの購読要求に応じないで済むよう、執行部側の一定の指針があつてもよいのではないだろうか。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。次ページにアンケート例を掲載。

政党機関紙に問ずるアンケート調査の実例

●千歳市（北海道）

●千葉市（千葉県）

政党機関紙に聞ずるアンケート調査の結果

※3回目。2015までに回答のあったものの集計

回答件数	議員・議長・部長・班長	市民新聞社運営会員の名
回答件数	120名	（延べ 35.17%）
未回答	20名	

問1 本市市議会議員から政党活動の具体的な情報をありますか？	
ある	68名（55.0%）
ない	64名（45.0%）

問2 間1で「ある」と答えた方にお聞きします。 市議会議員から情報の提供を受けたとき、説得に同行せなかつといふことはな いでしょうか。	
ある	37名（71.4%）
ない	13名（26.8%）

問3 間2で「ある」と答えた方にお聞きします。 その要定説得を電話しましたか。	
断然した	35名（74.5%）
断然を断つた	12名（25.5%）

問4 間3で「断然を断つた」と答えた方にお聞きします。 その後も引き続き説得の勧説を受けたことがありますか？	
ある	4名（23.3%）
ない	8名（66.7%）

問5 間2で「ある」と答えた方にについてお聞きします。 その説得の場面についてお聞きします。（複数回答可）	
議長級	39件
次長級	14件
部長級	4件

政党機関紙の贈賄勧説に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者 管理職85人(令和2年10月1日時点)
及び対象者数

3 アンケート項目 間1 これまで、本市の市議会議員から市議会内(対面・電話会話)において、政党機関紙の贈賄勧説を受けたことがあるか

間2 贈賄勧説を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 間1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

間1 これまで、本市の市議会議員から市議会内(対面・電話会話)において、政党機関紙の贈賄勧説を受けたことがあるか	
ある	546人 73.3%
ない	199人 26.7%

間2 贈賄勧説を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 間1で「ある」と答えた者のみ回答	
感じた	577人 74.0%
感じない	198人 25.0%

間2 未回答	
10人	1.8%

長生村議會

卷之三

卷之三

時言つ事が「社會主義者」の立場に在ります。

威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘、団体の強要も

●小倉利一議員（村議會議長、
千葉日報9月20日付より）

卷之三

長崎市立病院アシスタント会員 6月

実施期間		令和5年6月28日～令和5年7月7日	
対象者		141名の内103名の回答	
問1 職員からハラスメントを受けたことがありますか？		ある 26 / 103	
問2 職員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？		ある 19 / 103	
問3／問4、どのようなハラスメント行為がありましたか（複数回答あり）			
アハラ		計 141	
威圧的・高圧的な発言		28	
理不尽な要求		20	
大声での叱責 意に沿わない対応に恫喝		18	
職場での勤務 部隊の強要		9	
情熱的な態度		9	
勤務時間外での対応（電話含む）		8	
急な業務の変更及び延期		6	
会議事務、酒席への強要		5	
接觸しても無視される		4	
長時間拘束される		4	
侵蝕的な関係要求		4	
業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求		4	
容姿に關注すること		3	
理不足な罵倒		2	
人格の否定する発言や個人を攻撃する等		2	
物を投げつけられる、殴られ、脚や頭をつかまされる等		2	
プライベートの話を聞かされる		2	
同調するよう圧力をかける		2	
労働者の就業環境を害する		2	
配慮に次ける発言		2	
配慮長職に以外の職員とは話をしない		1	
自分の過ちを訂正しない		1	

千葉県議会本議会はいくつもの問題をめぐらかに、のべて口に意見を述べて、くじく議論をくり返すのであるが、その中で、最も注目されるのは、内閣の政策に対する反対意見である。内閣は、この問題をもつて、内閣の運営に対する不満を示すのである。

Digitized by srujanika@gmail.com

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み 百分比	未措置 百分比	措置済み 百分比	未措置 百分比	措置済み 百分比	未措置 百分比
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

埼玉県内の自治体対応事例

当会から自治体へ要望と質問をお送りしました

(質問内容) 庁舎内の政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則では、①禁止行為としているのか、②許可申請が必要な事項としているのか、③政党機関紙の勧誘は、庁舎管理規則の対象外としているのか、明確な見解をお聞かせください。

①川越市（川合善明市長より当会へのご返信 令和6年3月8日付）

庁舎内の政党機関紙の勧誘行為につきましては、川越市庁舎管理規則第5条第1項第9号において、「市の事務又は事業と直接関係のない物品等の販売及び宣伝、勧誘、募金、署名その他これに類する行為をすること」は禁止行為とされております。

また、同条の例外としている「指定行為」及び「許可行為」の要件にも該当いたしません。

当市では、既に令和元年7月に、政党機関紙について庁内勧誘行為や庁内販売行為を行われないよう各政党に申し入れ、職員にも庁内販売に応じることを禁止する旨を徹底しております。

御理解賜りますようお願い申し上げます。

②さいたま市（財政局財政部庁舎管理課より当会へのご返信 令和6年3月29日付）

政党機関紙の勧誘行為につきましては、電話等により行う場合は 庁舎管理規則の対象外、庁舎内で行う場合は許可申請が必要な事項となります。

※当会補足:許可申請事項であるので、当然に、無許可での勧誘行為は許されない。また仮に議員より勧誘許可申請があった際ににおいても、心理的圧力の実態があれば許可すべきではないのは自明である。職員アンケート実施により、過去に心理的圧力を受けたことが全くなかったかどうかを確認したうえで、許可判断するのが適切である。また電話での勧誘実態があるとすれば、対面勧誘同様に心理的圧力がないかどうか調査実施を求めていきたい。

③深谷市（小島進市長より当会へのご返信 令和6年3月11日付）

政党機関紙の勧誘は、庁舎管理規則の対象外としているのかとのご質問につきましては、対象外としておりません。なお、本市では庁舎内におきまして、ご質問のような政党機関紙の勧誘行為が行われているとの認識はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

議会議事録より抜粋

①ふじみ野市（令和5年3月定例会 加藤恵一議員 一般質問）

政党機関紙の職員への勧誘購読について。庁舎管理上、販売、勧誘等行う場合は、庁舎管理責任者の許可したもの以外は行えないと考えますが、本市における実態把握とは正措置について本市の考えは。

政党機関紙の購読を促すため、職員に対して直接勧誘をしていることについての詳細は把握しておりませんが、庁舎内において職員に対し政党機関紙の購読を勧説することについては、ふじみ野市庁舎管理規則の基本原則として認めておりません。ふじみ野市庁舎管理規則では、職員の福利厚生の観点として認められるものに限定して許可をしており、庁舎内において物品の販売や保険の勧誘等を行う場合は、これらの販売や勧誘を行う時間帯を昼休みに限って許可をしてございます。なお、庁舎内において政党機関紙の購読を勧説していることを把握した場合は、庁舎管理規則の趣旨を説明した上で、庁舎内での購読勧説は行わないよう指導してまいります。今後におきましても、公務の適正な執行を確保するため、引き続き庁舎の保全と秩序の維持に努めてまいります。

②三芳町（令和元年3月定例会 細谷三男議員 一般質問）

細谷議員は、三芳町役場で42年間、職員として勤務していた際に、役場内の政党機関紙勧誘配達集金に疑問をいだいていた。購読を断った際に、同じ党の先輩の議員の方が、「購読を断られたようですがけれども、ぜひ続けて読んでいただきたいのですよ」と、自宅に電話があった事例もあるという。住民の誰から見られても不信感を抱かれることのない、公正中立な職場であったほしい、との思いから一般質問が行われた。

府舎内、あるいは出先機関も含めてですけれども、議員によって職員への政党機関紙の勧誘が行われているといふことを把握をされていますでしょうか。また、把握している状況を。

◎総務課長 そのようなことが行われていることは承知してございます。方法につきましては、多くが昼休み、あるいは就業後、幾つかの課につきましては、就業中執務室内で機関紙を配達したり、集金したりする際に一緒に勧誘が行われているというような状況でございます。

職員が職場でこの機関紙を読んで、先ほど二十数名いたということですけれども、この機関紙を購読していることについては、地公法、すなわち地方公務員法ですけれども、その政治的中立性を疑われるようなことになるのではありませんか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

◎総務課長 役場内でそういうものの購読をすること自体は、職務中に購読すること自体が職務専念義務違反でございますので、禁止行為でございますので、政治的中立以前の問題かなとは思っているところでございます。

今どつている26名の方が、26名全員なのか、あるいは1名なのか25名のかわかりませんけれども、私は、あるいは僕は続けて読みたいのだと、そういう人がいたとするならば、それは例えば自宅に配達してもらって、自宅まで集金に来てもらえばいいのではないか、それで全て解決すると、私はそのように思いますけれども、いかがでしょうか。

◎財務課長 庁舎の管理規則上、こちらの勧誘、配達、集金等、やはり問題があります。これに関してはやめさせていただくように関係者に申し入れを行いたいと思っております。先ほどの自宅の集金に関しましては、一部職員、自宅に配達していただいている方もいるということも聞いておりますので、府舎等では行わない、そういう方向でと考えております。

今後も無許可で執務室に立ち入ったり、勧誘とか集金の行為をすることがあれば、それは即刻やめさせるべきだと、このように思いますけれども、引き続きご答弁いただきたいと思います。

◎財務課長 庁舎の管理規則上、こちら管理上問題が多々あるように私も感じております。それによって当然そのような8条という、今の退去を求める行為とか、こういったことの措置も必要かと思っております。今後各課にはこちらを指示してまいり、府舎の管理上しっかりと行っていきたいと思っております。

副町長は県庁にいらっしゃいました。（埼玉県庁における状況はいかがでしょうか）

◎副町長 平成27年2月県議会において、当時の田村琢実自民党の県議会議員からご質問いただいたて、三井総務部長のほうからお答えをさせていただいております。基本的なスタンスとしては、やはり当然、これは三芳町と同じでございまして、府舎管理上そういったことは、新聞勧誘等は認められていないということございまして、関係の方にその趣旨をよくお話しして、勧誘、購読、そういうことは行わないようについて申し入れがなされたというふうに承知しております。

やはりこういったことを改めてご質問いただいたて、といった住民からのやはり信頼、公平性の確保ということで、しっかりと身を正していかなければならないと、そういうふうに改めて感じたところでございます。

【討議資料】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自肃等を求める陳情を採択した議会（55自治体）

12

■北海道	■千歳市 ■釧路市	■千葉県	■習志野市	■長野県	■岡谷市
■青森県	■大鰐町		■港区 ■目黒区 ■狛江市 ■調布市 ■武藏村山市 ■清瀬市 ■稻城市	■岐阜県	■中津川市
■岩手県	■滝沢市	■東京都		■愛知県	■高浜市 ■豊明市 ■安城市 ■津島市 ■蒲郡市 ■幸田町
■秋田県	■北秋田市 ■湯沢市 ■潟上市 ■八郎潟町 ■上小阿仁村		■藤沢市 ■茅ヶ崎市 ■南足柄市 ■綾瀬市 ■厚木市 ■大和市 ■伊勢原市 ■海老名市 ■座間市 ■逗子市 ■愛川町 ■真鶴町 ■松田町 ■寒川町 ■清川村		■高砂市 ■明石市 ■芦屋市 ■西宮市 ■豊岡市
■山形県	■寒河江市			■兵庫県	
■福島県	■川俣町 ■北塙原村	■神奈川県		■熊本県	■荒尾市
■栃木県	■宇都宮市 ■壬生町			■鹿児島県	■霧島市 ■指宿市
■埼玉県	■加須市 ■上里町				

地方議会55か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他に、陳情提出をきっかけに「実態調査」を行った議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

参考) パワハラ防止条例制定相次ぐ（現在51自治体）



議員から
自治体職員
を守る

地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。

(読売新聞3月24日付より引用)

記事には「職員は議員にとつて石ころか何かだと思ってるのだろうか」との職員の辛辣な訴えも掲載されている。

条例制定にあたっては職員アンケートを実施する自治体が少なくない。暴言や威圧的行為等のハラスメントのなかでも、金銭授受を伴う政党機関紙の購読強要は悪質な事例といえ、行政の具体的な対応が求められる。

14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか？



朝来市（兵庫県）が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止に望むことは何ですか」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止」と回答している。
(令和5年 職員187名が回答)